

<特集>

2010 広島大学特別支援教育シンポジウム
 国連障害者権利条約批准後の教育の在り方について
 —— 特別支援教育と通常の教育との連携 ——

主催：広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター，広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座，国立大学法人障害児教育関連センター連絡協議会

後援：文部科学省，全国特別支援学校長会，全国特別支援学校（各校種）PTA 連合会，全国特別支援学級設置学校長協会，全国特別支援教育推進連盟

日時：2010年6月20日（日）10:00～16:50

場所：広島大学東広島キャンパスおよび広島大学サタケメモリアルホール

日程：

- | | | | |
|-------|---------|--|-------------------------|
| 9:30 | 受付 | | |
| 10:00 | 開会の挨拶 | 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター長 | 木船 憲幸 |
| 10:10 | 基調報告1 | 共生社会とインクルージョン
広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 | 落合 俊郎 |
| 10:50 | 基調報告2 | 障がい者制度改革推進会議における教育に関する議論について
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官 | 下山 直人氏 |
| 11:40 | 基調報告3 | 特別支援教育からインクルーシブ教育へ—その変化への課題と展望—
茨城大学教育学部障害児教育教室 | 荒川 智氏 |
| 12:20 | 質疑応答 | | |
| 12:30 | 昼食・休憩 | | |
| 13:30 | 分科会 | | |
| | 分科会1 | 共生社会とインクルージョンの関係について
司会：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座
記録：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 | 落合 俊郎
谷本 忠明
若松 昭彦 |
| | 分科会2 | 就学支援と保護者への情報供給システム
司会：広島大学大学院教育学研究科（現 筑波大学）
司会：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座
記録：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 | 小林 秀之
林田 真志
船津 守久 |
| | 分科会3 | インクルーシブ教育と合理的配慮
司会：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座
記録：広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター | 木船 憲幸
川合 紀宗 |
| 15:00 | 休憩 | | |
| 15:10 | 総合討議 | | |
| 16:50 | 閉会の挨拶 | 国立大学法人障害児教育関連センター連絡協議会会長
筑波大学大学院人間総合科学研究科 | 藤原 義博氏 |
| | 総合司会・進行 | 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター | 川合 紀宗 |

I. 開会の挨拶

広島大学大学院教育学研究科特別支援教育実践センター長・教授 木船 憲幸

皆様、おはようございます。広島大学大学院教育学研究科特別支援教育実践センター長の木船でございます。本日はお休みの中、また天候の悪い中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。皆様方ご存じのように、障害者権利条約が採択されまして、我が国においてもその批准に向けて政府において精力的な議論が行われているところでございます。その中に我々の専門である教育も含まれております。本日のシンポジウムにおきましては、国連障害者権利条約、その中の教育につきまして、焦点を当てて情報交換、議論ができれば幸いと考えております。1日長いスケジュールですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

II. 基調報告1 共生社会とインクルージョン

広島大学大学院教育学研究科教授 落合 俊郎

皆さん、おはようございます。広島大学大学院教育学研究科の落合と申します。よろしくお願ひいたします。今回「共生社会とインクルージョン」というタイトルにした理由は、現在、内閣府で行われております障がい者制度改革推進会議の中で、共生社会やインクルーシブ教育など、様々なことが出てきますが、それらについても少し厳密に考えてみようと考えたからです。共生社会といいますが、一言で言うと共に生きる社会ということなのですが、そう単純な話なのかどうかということも含めて考えてみたいと思います。

まず、障害者権利条約についてです。これは文字通り障害者の人権に関する議論になるわけですが、それだけでは済まない様々なエビデンスがあるのではないかと思います。障害者に関する制度ですので、それこそ国土交通省関係から厚生労働省関係まで様々ありますが、我々の守備範囲としては、特別支援教育と通常の教育の制度、教員養成に関することだと思っております。制度が変われば教員養成の中身も変わりますが、その背景には考えねばならないことが様々あるのではないかとということで、お話をしていきたいと思っております。現在、障害者権利条約を批准していないOECD及びその他の主要国は、アメリカ合衆国と日本、ロシアです。アメリカにはADAという障害者権利条約よりももっと厳しい法律がありますので、実際にはロシアと日本だけになると思っております。そういう意味でこの条約を批准するのは、時間の問題ではないかと思います。しかし、様々なことを準備しておかなければ、今後の混乱が生じるのではないかと思います。

障害者権利条約の中で、インクルージョンやノーマライゼーション、障害者の権利など様々なことが議論されていますが、そのことが系統的に議論された障害児教育の歴史的ターニングポイントはウォーノック報告ではないかと思います。これは、1970年代後半までの特別支援教育・障害児教育の成果がまとめられたものです。これには、ノーマライゼーション、インテグレーション（統合教育）ということばが並び、保護者の権利を認めることや、障害児と非障害児の連続性という考え方について、それから、6人に1人、つまり人口の約20%に特別なニーズがあることなどが書かれています。この20%という数値には、戦略的な意味があると考えられるのですが、これについても後でお話しします。

それから義務教育終了後の継続教育や特別支援学校のセンター化、アセスメントの組織化、これらは現在日本の特別支援教育の中で言われていることと、内閣府で議論されていることを合わせたような内容が、このウォーノック報告の中に盛り込まれていると思います。ウォーノック報告が出た時には、運動団体や保護者団体がこのウォーノック報告を賞賛したわけです。日本では当時、統合教育、あるいはノーマライゼーションということばは、運動論的なことばとして解釈されるくらい衝撃的な内容だったわけです。

しかし、私はその頃にちょうどイギリスにおりまして、目の前で見た社会・政治状況とウォーノック報告の内容とに格差を感じたわけです。私は、ウォーノック報告というのは、裏側には何かもっと大きな戦略があるのではないかとずっと考えておりました。ですから、社会との関係あるいは政治経済との関係の中で新たな説明が必要なのではないかと思っておりました。日本では1979年に養護学校義務制が実施されましたが、イギリスの場合